

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第2回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和7年8月6日（水） 17時00分から19時00分まで
開催場所	小金井市役所 第二庁舎 801会議室
出席者	【委員】 室岡 利明委員(会長)、佐々木 宣子委員（副会長）、浅野 貴博委員、小池 良委員、荒木 浩委員 【事務局】 福祉保健部自立生活支援課長 福祉保健部自立生活支援課障害福祉係長 小金井障害者地域自立生活支援センター
会議内容	令和7年度 第2回小金井市地域自立支援協議会 差別解消委員会 会議録のとおり

(委員長)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第2回差別解消委員会を開催いたしたいと思います。

本日の欠席委員を事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

本日欠席等ございません。以上です。

(委員長)

それでは配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

(事務局)

本日の資料は、資料1として、「障害の社会モデルに関する見直し案」。資料2、「意思決定支援に関する見直し案」。資料3、「教育に関する見直し案」。資料4、「特定相談に関する見直し案」。補足資料として、浅野委員から提供がありました資料でございます。

不足しているものございましたら挙手をお願いします。

(委員長)

それでは報告事項(1)障害のある人もない人も共に学び、共に生きる社会を目指す小金井市条例見直しに係るアンケートの修正に伴う追加回答についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回の委員会で関係団体に対するアンケート調査の結果を報告した際Q8-1につきまして、障害の社会モデルという言葉をごどのように知ったかというところを問うべき質問の文言を前の質問から誤ってコピーしてしまいまして、意思決定支援という言葉をごどのように知ったかを問う内容になってしまっていたことを報告し、回答いただいた団体に質問が誤っていたことをお伝えした上で、回答に変更がないかを確認することとしていました。その結果回答を改めるとの連絡はありませんでした。報告は以上です。

(委員長)

ありがとうございます。何かご質問ございますか。

アンケートの文言の訂正については、影響はなかったということなので結果のとおりとして次に進みたいと思います。

続きまして協議事項(1)条例の見直しについてです。

前回の協議会で以前の見直しに際しての論点となっておりました四つのポイントについて先ほど資料1から4にあるとおり、各委員からご意見ご指摘をいただきました。これらの点を踏まえて、今回、事務局がたたき台として、改正案を作成していただきまして、これをもとに更なる議論を深めていきたいと思い

ます。事務局からそれぞれの改正案について、ご説明をお願いいたします。

（事務局）

まず資料について全般的にご説明いたします。

見直しの仕方につきましては条文そのものを修正するものと、逐条解説における説明のみを見直すものとがありましたので、現行の逐条解説を赤字見え消しにする形で見直し案を作成しております。

また、資料の順序についてですが、現行の逐条解説を修正する形に作成したことに伴いまして、前回ご協議いただいた順序ではなく、逐条解説のページの若い順に作成してありますことをご理解いただきたいと思います。

資料１、障害の社会モデルに関する見直し案についてです。

見直す箇所としては第２条定義の規定のところの第１号障害者の定義についての説明における障害の意義の説明文でございます。

見直しの内容としましては現行の説明文中、社会モデルの説明の中の相互作用によって生じるという内容は、むしろＩＣＦモデルの説明になってしまっているというようなご意見ありましたので、具体的な文言で言いますと、「との間の相互作用」という文言を削除しております。

また、社会モデルの説明の後ろに、医学モデルについての説明と、ＩＣＦモデルについての説明を追記しております。

次に資料２、意思決定支援に関する見直し案です。

見直す箇所としては第３条、基本理念の規定、こちらの第１項の次に新たに第２項として加えました。

現行のそれぞれのどこかに条文に追記するというよりは、独立した設けた方が良かったということと、またその場合、他の項との繋がりを考慮しまして、最後に加えるよりも現行の第１項と第２項の間が望ましいと判断したものでございます。

見直しの内容としましては意思決定支援という直接的な文言は避け、障害者自らが意思を決定する自己決定を尊重するということと、そのために必要な支援を可能な限り行わなければならないということを、他の項との整合を図りつつ規定しております。

次に資料３、教育に関する見直し案です。

見直す箇所としては第２条教育の規定の第２項、前回の協議でのご意見を踏まえまして、関係職員が、教育に関係する職員であることがわかるよう、二つにわかれていた部分を一つの文に繋げております。

次に資料４、特定相談に関する見直し案についてです。

条文の見直しを行わず、特定相談という名称について整理するという協議結果であったかと思っております。

また、整理する参考として特定相談という名称にした根拠について他市の状況も含め確認することが事務局の宿題であったかと思いますが、おそらくは差別解消条例の制定の先進自治体と思われる明石市の差別解消条例に倣った自治体が多いのではないかとということがわかりました。

そこで明石市に特定相談という名称についてお尋ねしたところ、命名の根拠が明確に残っているわけではないが、一般の相談とは別に障害者差別に関する特定の相談として取り扱うものの、障害や差別といった言葉に抵抗を感じる方への配慮として単に特定相談としたのではないかとといった説明を受けましたので、逐条解説の説明にその旨を記載することとしております。

最後に資料はありませんが、第10条、情報伝達の規定についてです。

第1項で、コミュニケーション手段の例を列挙している中で、「平易な表現」という言葉がございます。

前回お配りした原稿の逐条解説をお持ちの方は20ページをご覧いただきたいと思います。

第1回目の見直しの際に、「わかりやすい表現」の方が「平易な表現」というよりも良いのではないかとという意見もありました。

ただその時点では、わずかな差ではありましたが、他の自治体の例を比較したところ、「平易な表現」という規定の方が「わかりやすい表現」という規定よりやや多かったということ、「平易」という漢字で表現した方が視覚的にわかりやすいのではないかとということから、現状はこのような規定になっております。

ただ一方で東京都の条例では「わかりやすい表現」と規定されておりまして、都条例との整合を考えると、今回、他の見直しを行うのとあわせて見直しをしても良いとも考えているところでございますので、こちらも併せて追加でご協議いただければと思います。

なお、補足といたしまして第12条の教育に関する規定につきましては教育委員会の考え方も聞く必要があると思っております。

今回の協議結果につきましては、9月17日に開催予定の自立支援協議会全体会におきまして報告し、協議していただく予定ですが、その際、教育委員会選出の委員もいらっしゃいますので、教育委員会としての意見も確認したいと考えております。事務局からは以上でございますが、追加でいただいた資料につきまして何か説明がありましたら提出委員からお願いできればと思います。

(委員)

意見が出ていた医学モデルと社会モデルとあとはICFの説明も、今日の資料1に出ているので、参考になるかと思いお配りしました。

(委員長)

ありがとうございました。

事務局から今後の議論のたたき台となる修正案をいただきました。

この修正案について各委員からご意見ご質問等を賜りたいと思います。

まず資料1の方から順次できればと思っておりますが、ご意見ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

こちらで解説されていることで、初めは医学モデルそれから社会モデルがあつて、今ICFモデルという流れはわかりますが、2条の定義とどういう関係になっているのかがわからず、知識を羅列しているだけではないかと思いました。障害の意義について、手帳の有無とは関係ないという事を本条例では、どのような立場なのかということを、はっきりさせておかないとこの部分が浮いていると思います。

段落が3つありますが、4段落目で本条例においては、このような過去の経緯を参考に、障害とはこういうものであるという定義をしているというような形にした方がわかりやすいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。

他に何かご意見等ございますか。

表現の問題として市民の皆さんにわかりやすくが一番だと思っておりますので、市民が医学モデルやICFモデルと言われても、何のことやらということになりますので、我々はこう定義しましたということは付け加えてもいいと感じているところでございます。

他の委員の皆さんいかがですか。

(委員)

資料1の障害の意義ところ1行目の後段の、その人に対する態度および環境といった社会的障壁となっていますけれど、その人に対する態度、および環境ということで、並置並列されているので、何か違和感がある気がして、例えばその人を取り巻く社会環境というところにも態度が含まれると思います。態度と環境と並列されてしまうと、文章として違和感があると思いました。条文ではない解説のところなので、どのぐらい理解しやすく平易な表現というところで難しいところであると思います。

(事務局)

現行を生かしたいという思いから、現行そのものを残した上で、消したり足したりをしていますが、わかりやすくするために、最初から変えた方がいいというような考え方があれば、それもありかとも思います。元を生かそうとしているから今おっしゃられたような違和感が出てきてもいいと思います。整合性

も含めてご助言をいただければ事務局としては非常に助かるというところ
です。

(委員)

発生の順序でいうと、初めは医学モデルでそれに対して社会モデルが出てき
て、今 I C F になっているので、その順番にした方がいいと思います。
本条例もその経緯を踏まえて定義したものですとすると綺麗かと思います。

(事務局)

今ところで、まだ理解しきれていないところで質問です。その社会モデルが、
権利条約を機に出てきた考え方とあっていて、この条例を作ったとき、その時
点ではおそらく、権利条約をもとに、社会モデルを踏まえて作っていると思
っています。

そうすると、この条例で定義している障害と言うと、医学モデルがあって社会
モデルがあって I C F と思う一方で、この条例で基にしている考え方は社会モ
デルかと思っていて、その後で総合的に見たものが、I C F モデルという考え
方が今ではあるという流れとと思っています。また、時系列で考えたときに、2
0 0 1 年に WHO で採択されたとなると、権利条約が後であると思っていて、
そこについてもどう整理するのかが非常に難しくてそこも含めてご助言いただ
ければと思います。

(委員)

時系列で言うと、2 0 0 1 年に I C F が採択されて、その後 2 0 0 6 年に権利
条約が出ています。権利条約は社会モデルの考え方を反映していて、とにかく
それまでは障害の当事者の方の声を生かしてということがなく、自分たちのこ
となのに自分たち抜きで決めてくれるなというのがスローガンになっているの
で、社会モデルの考え方をベースに置いて作られた条約ということではありま
すが、完全にそっちに寄ったかというところではなくて、この 2 0 0 1 年の I
C F を踏まえた上で、権利条約が作られているので、当事者の視点というところ
から見ると、社会モデルの方が強く見えるのも実際ですが、この I C F の考
え方も踏まえられているので、完全に社会モデルかというところとも言い切れ
ないので当事者団体や当事者の方からすると不十分だというのはおそらくその
あたりだと思います。

どこに視点を置くかというところだとは思いますが、このようなモデルでや
っているということは言うていくことにするのか権利条約がもうあってという
こまで入れてしまうのか議論した方がいいと思います。あくまでも逐条解説に
おける部分なのでわかりやすくということ一番だと思いますし、逐条解説につ
いてはトータルして定義していますという言い方がいいのではないかと思うと
ころでございます。

(委員)

例えば、これらの議論を踏まえてという言い方をすれば、締まりはいいと思います。これらの議論を踏まえて障害者とは何かということを定義しましたというのはいかがでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。

先ほど、事務局が言われた今までであったものに寄り添って作っているというよりは、全改正でもいいのではないかと思います。

ここはもう委員の皆さんのご意見だと思います。であれば、先ほど言った態度および環境といった社会的障壁というところも変えられると思いますし、全部を使わないということではなくて、使いつつ改正してしまってよいと思います。

ご意見ありますか。

(委員)

逐条解説がこの後でまた項目1の次に続きますかと先ほどご質問があった手帳等の有無について続きますということですが、この定義という中で、2の手帳の有無については差別解消法で対象としているとか、この難しいことを解説するにあたって継続的と断続的または周期的とかを解説するにあたっては、差別解消法の定義ではそこを引き合いに出して来ているのですが、これは元のところに戻るべきなのか小金井市としてはどのような考え方でいるのか。例えば、難治性疾患は、差別解消法では明示されていないけれども小金井市の条例では明記していますといふようにヒントになるものがあるのか、またこの始めに入れたその社会モデルであるということを強調したかったという経緯は大事にしたいということもありつつも、医学モデルではないということを言いたかったと推察できるので、それが文章を全体的に見直す中に環境要因も含まれているということが語られていれば、文章の組み立てが変わっていても納得がいくのではないかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。社会モデルを大切にしたいということもある中で、他のもの、医学モデルもあるし、そういったことをまとめのところでしっかりと謳っていくというのも一つかなと思います。もっと議論をしていいところかもしれないです。障害の意義、やわらかい言い方をすれば、障害の考え方は、どういう体系でしていくのか、医学モデル、社会モデルにはこういったものがありますと用語解説をしていただいて、もう少し簡易な付け加えのほうの方がわかりやすいような気がします。

(事務局)

考えているところとしては、タイトルは「障害の考え方」がいいのかなというところと、順番として医学モデルは、元来は・・医学モデルという考え方がありました。ただ、それは個人ではなく社会で何とかするべきだということの社会モデルの考え方が出てきました。

さらにはそれを総合的に関係する I C F モデルという考え方もあると、説明を加えて、今委員がおっしゃられた、これらの考え方を踏まえて条例を作っています、のように結ぶといいと思っていますので、そこを整理してまた次回改めて見ていただければと思います。

（委員長）

今、事務局から発言がありましたが、それでよろしいですか。

事務局に代案を作っていて、次回検討ということでよろしいでしょうか。

（委員）

どこからこの障害者という概念が出てきたのかというと、差別解消法そのものです。条文解説をしたものがあれば、見た方がいいと思います。

厚労省の解説を見たところこうでした、というような感じのこともちょっと付け加えていただけると、話が非常にしやすいというか、この条文はほぼコピーです。障害者差別解消法、それを受けて作られているのは当然ですが、だからそこをどう解説しているのかというところを見て、それについて何か書いてあることあればそれを参考にするっていうのは、一番統一的解説としていいかと思います。

（事務局）

恐らくほぼコピーしていて、違うところとして高次脳機能障害を加えていると思うのですが、それと、継続的、断続的というところで、何かを足しているはずです。

（委員）

恐らくですが、高次脳機能障害だと思います。出たり入ったりしますから。ここはいいと思います。

（委員長）

ありがとうございます。資料 1 についてはまた代案を出していただいて、それでまた再協議するということにしていきたいと思います。

（委員長）

それでは資料 2 の方ですね、意思決定支援に関する項目ですが、これについていかがでしょうか、ご意見等あればよろしくお願いします。

（委員）

この 2 番目に入るのはいいと思いました。ただ文言なのかもしれないですけ

ど、「最後の手段として」という言葉が気になりました。

(委員)

2番、追加した条文の最後の方ですが、自己決定に必要な可能な限りの支援、若干据わりが悪いかなと思います。

例えば、なお且つ、に入れ替える、自己決定に必要且つ可能な限りの支援、としたほうが、自己決定に必要、ここまで一つの塊、それから可能な限りの支援、誰にとって可能なのか、命じる相手が、基本理念で、しかもこれ問題は何かという、主語が「取組は」なんです。

要するに第1項と合わせて、第1項で「障害者に対する差別をなくすための取組は」で、これと同じような形で2があって、「障害者に対する差別をなくすための取組は」と、これが主語になっているので、行われなければならないが述語とすると、可能な限りとは何なのかという感じになるけれど、可能な限りなので、こんな限りとしか言えないですよ。

難しいです。そうすると全部変えないといけないし、第1項と合わなくなる。例えば、主語、いろんな人を挙げると、市職員その他何とかとか、あんまり命令してしまうというのは、基本理念としてよくないし、これでいいのかと思うが、必要且つ可能な限りの支援のほうが据わりいい気がします。

(委員長)

この資料の裏面になりますが、「自ら意思を決定することが困難な障害者に対して、可能な限り支援を行い」というようにこちらには書いてあるんですよ、必要な可能な限りではよくわからなくなってしまうので、必要な、を取ってしまうということでも構わないような気はします。

(委員)

例えば自己決定に必要な、をとってしまう。

可能な限りの支援、のもとに行わなければならない、そのほうがすっきりしますよね。

可能な限りといえ、できることはやりますという話になるので、可能な限りは残したいです。

(事務局)

条文を作るときに非常に苦労したのが、他の市の基本理念を最初真似しようと思いましたが、他の市ですと、基本理念というのがそれぞれの文章が独立していて、例えば一つの自治体だと、「障害のある人において、自分らしさ及び自己決定が尊重され円滑に意思決定支援を受けられること」と規定している市と、もう一方ですと、いくつかの情報がある中で「障害者1人1人の自己決定が尊重されること」みたいな形になっているのですけれど、うちの条例ですと、まず先ほどおっしゃられたように、それぞれ「障害に対する差別をなくす

ための取組」が主語になっているところに追加をするので、一つだけ独立するのも変だというところで、まず「障害に対する差別をなくすための取組」というのを主語にした上で、そこに意思決定支援に関わる文章を盛り込まなきゃいけないというところが一つと、あと意思決定支援っていうのを、前回の協議の中で、その言葉が独り歩きしないように、あえてその文言そのものズバリは使わない方がいいのではないかなというようなご意見があったかと思います。他の市では割と意思決定支援というものを定義していて、その中でその自己決定という言葉を使っています。

その自己決定って言葉は生かしたいなという思いもあったので、意思決定支援の中の定義の中にあるさらに自己決定という、それを「障害者が自ら意思を決定すること」、ここで「以下自己決定という」としておいて、以下自己決定というという言葉でここで使ってしまったので、後ろに自己決定に必要なだということを入れたということです。

先ほどおっしゃられたように、文章としては「自己決定に必要な」がない方がすっきりするなっていうところは、思うところですけど、そうすると、この「障害者が自ら意思決定をすること」、でこの括弧以下がなくなって、「を尊重することを原則とし、可能な限りの支援のもとに行わなければならない。」それで文章としてすっきりするとは思いますが、そこでその自己決定という言葉を使うか使わないかの問題だと思っています。

意思決定支援という言葉も議論にはなったというのがあるので、解説の方には「このような支援を意思決定支援といいます。」というので、最後に付け加えた形、条文では、はっきり謳わず、という形をしています。

なので、それを考えると、ちょっとこのたたき台を作る時点ではこの自己決定という言葉はかなり意識したんですけども、条文から除いてしまって、解説の方でそれを説明するというのもありかなと、その文章がすっきりするところを踏まえると、それも今の時点では思っているところです。

(委員)

「自己決定に必要な」というのを取っちゃうという話が今出ているんですけど、そうすると可能な限りの支援がどこに繋がるのかっていうのを見たんですけど、「障害者に対する差別をなくすための取組は、可能な限りの支援のもとに行われなければならない」って、そうなっちゃうんですね。自己決定に対する支援じゃなくなっちゃう気もするんですよ。

だから多少、不自然というか、据わりが良くないっていうのがあっても、「自己決定という」、と1回切って、「自己決定に必要な必要且つ」とか、そういうようにしないと、これ意思決定支援の条文じゃなくなっちゃう気がしますね。何を支援するのか。支援の対象がわからないので。

そのために必要なと。

(委員)

先ほど委員がご指摘された、裏面の上から2行目の「最後の手段として」という表現がちょっと気になるというご意見だったと思うんですけど、荒木委員が気になるというのは、最後の最後かよというような、当事者とかご家族からすると、最後のって結構強い表現ですよ。利用者とかご家族から見るとちょっとどうかなっていうところでの、気になるということですか。

(委員)

ご本人の意思っていうものはやっぱり変化していくっていうのが前提だと思っているので、この言葉の強さみたいなのがちょっとイメージされたので、最後のっていうのがちょっとふさわしくないんじゃないかなというふうに感じたところですよ。

(事務局)

こちらガイドラインから引っ張っているんですけど、この最後の手段という考え方なんですけれども、あくまで本人の意思を尊重するというのがもう大前提だと、本人の意思が確認できない場合の最後の手段という意味で使っているんで、これをやるのが最後の手段ということではなく、本人の意思を確認できない場合の最後の手段というところで使っています。

そこが読む人によって誤解があるような文章であれば、それはそれで良くないと思うので、要するにその最善の利益の判断を、この人にとってこれが最善なんだろうっていうのを推測するのは最後の手段であって、推測の手前のその確認っていうのを最優先にしないよという意味で使っているのですけれども、もしかすると文章としてうまく伝えられてないのかなというところですよ。

(委員長)

他に何かご意見ありますか。

そうしますと基本的には自己決定を入れていくということに関しては、間違いなく良いことではありますが、あまり自己決定にこだわりすぎちゃうと、本人の意思決定というところと、自己決定というところが、イコールではあるんだけど、何かニュアンスとして、福祉関係の人間としては若干ちょっと、意思決定が新しい言葉ではあるので、そこを自己決定するということで言っちゃっても全然構わないのかな。だからあんまり意思って、意思を決定すること（以下「自己決定」という）というようなところよりは、もう自己決定ってはっきり言っちゃっても構わないだろうし、それを意思決定と言ってしまっても構わない気はするんですね。

実際にどう自己決定していくのかっていうところ、本人の意思を反映させるのかっていうところが一番大事なところなのかなと。逆に言うと、利用者本人の

意思をはっきりと反映させるというふうに謳ってしまっても構わないのかなと、僕自身は思うところもあります。逐条解説の中のその最後の手段としてっていうところは、個人的な意見を言わせてもらおうと、現場サイドでどうしてるかという、複数人、もちろん親御さんも含めて、複数人で決定をしていくことをしているので、あくまでもできない場合には、本人の最善の利益を検討しますっていうところ、あとは関係者と話し合いとか、そういうふうな言い回し、最後の手段というような言い方よりは、関係者と検討し、本人の最善の利益を検討しますというような言い方というのも一つなのかなと思うところですね。

(委員)

委員長がおっしゃってくれたとおりで、複数の意見を取り入れるっていうところが漏れているということでもあると思いました。

(委員長)

委員の皆さんの方でも何か良いものがあれば事前に事務局にお伝えいただいて、作っていただくというのも一つかと思います。

資料2に関してはもう少し意思決定の組み立ての方、自己決定にするのか意思決定にするのかとか、差別をなくす取り組みとして、意思決定なのかなっていう、差別解消というよりは元々意思決定なので、差別とか関係なく意思決定は当たり前なので、差別でも何でもないとします。

どうしても基本理念の中で、あくまで障害者に対する差別をなくすための取組というふうに入れなきゃいけないのかなと、逆に考えてしまうところもあるので、その辺も含めてご検討いただければなと思います。

再度、委員の皆さんに考えていただきつつ、事務局にご提案いただけるとありがたいなと思っています。まるっきり変えてもいいと思います。

これはあくまでもたたき台なので、まるっきり変えていただいても構わないし、基本理念に入れるにあたって、差別解消法ですからね、難しいですけど、差別をなくすための取組というか、当たり前にしていきたいというところもありますのでね。またご検討いただけたらと思います。

これで資料2の方も一旦終わらせていただいて、これも要検討とさせていただきます。

(委員長)

資料3の方でございます。

ここについては教育の部分で、先ほど事務局の方からも、教育委員会の意見も聞きたいというところのご意見は出ていますので、一応この資料3についてはですね、前回条文を変えるという話になりますので、必要な措置を講じて言って、そこで関係職員に対する特別支援教育等の研修充実を図るものとする

いうふうにこれも整理しているだけの話ではありますから、教育委員会のご意見を伺うということでよろしいのかなと思います。

何かこれについてご意見はございますか。

（委員長）

そうしましたら資料4でございます。

前回も特定相談という名称の件が出ていましたので、各市のお話を聞いていただけたというところで、差別とかという言葉、障害という言葉を表に出したくないという意向の中で、特定相談というものがあるというようなものがあるというふうに聞きましたが、実際に市民の方からはですね、わかりづらいというようなお話も出ているのは確かということでございますので、この辺をどうしていくかっていうところの議論をさせていただければと思います。

（委員）

単に、これは要らないと思いました。

（委員長）

特定相談、わかりづらいついていう話もあるんですけど、特定相談っていうことは、名称についてはいかがですかね。

このお話を聞くとともにというところも確かにあるんですが、この理由づけをしていて特定相談という名称でやっていくんだというところですね。

名称についてはいかがですか。

（委員）

確かにあまり障害や差別という言葉を使わない方が相談したい方が近づきやすいという理由というの、わかるなというのと、全国的にこれを参考にして、ある程度関係者でしたら内容を想像できる人たちもいるというような言葉だとふさわしいのかなと思う一方、やはり、言葉を避けなければ、相談しにくいという事実というか、風潮というものに関しては、課題が大きいのかなという思いもするので、とても今過渡期と考えると難しいと考えるのか、前に少しご意見出たかもしれないですけど、少しサブタイトルの的なもので、もう少し周知を図るべきなのか、ただこの特定相談としていること、理由を考えると、あまりふさわしくないのか、難しいところだなと思っております。

（委員）

今の説明を聞いてなんかどっちもわからない、特定相談という言葉を他の自治体も参考にして使っていることを踏まえれば、あえて何か別の言葉にする必要もないかなと思うので、おっしゃられたように相談が増えるというか、もちろんそういう事例がなくて、相談がないっていうのであればいいですけど、本当はこの特定相談に該当するような案件なのに、窓口までその相談が繋がらないっていうのは、多分潜在的に小金井市だけではないのかなと思うので、そう

すると、この言葉を避けっというのは、配慮と言えそうですが、逆にどうなのかなって思ったりして、なんかちょっと今、私もぐるぐる頭の中で回っている、その判断は難しいなと思います。

(委員)

もし特定相談という方向で行くのならば、この解説自体がこの障害や差別という言葉は避けという表現も少し強いかなと思うので、言葉ではなく、とかそういう方がフラットな表現になるのかなとは思いました。

(委員長)

なかなか難しい話ですから、特定相談を増やしていくのがいいのか、変な話ですよ。どんどん相談に来てもらって、差別解消に繋げていくっていうふうなあり方でいくのか、それとも、本当にあったときに、抛り所として、この相談がありますよというような位置づけなのかなというところ。

その辺も明確にした方がいいのかな。特定相談がなんだかわからなくて相談しにくいということがあるのは確かですけど、どっちによるのかによっては、名称をもっと変えていく、差別をなくすための相談じゃないですけどね。

そんな名称にしていくのかというところもあるだろうし、その辺の難しさっていうのがちょっと見え隠れしますよね。

差別を助長してはいけないし、逆に、暗に使われてもいけないって逆に思うところもあります。もしそれが起こったときにしっかりと対応ができる。逆に言うと、差別をされたと感じた障害を持つ皆さんっていうのは、差別だって思って相談をします。そこで何を求めているかという相手に対する意見を言って欲しいっていうのが一つと、もう一つはこれが本当に差別なのかどうかっていう判断をしてほしいっていうところもあるのではないかなと思うんですね。

なので、単に特定相談って相談を構えて、成年後見制度の相談だとか、権利擁護の相談だとかっていうところとはまたちょっと違った意味合いを持つのかなという思うところもあるので、小金井市として、どっちで行く方がいいのかなそれによって名称も変わってくる気がします。

(委員)

確かに相談される方の思いからすると、先に結論を出したくて相談しているわけではないかもしれない。ただ、思いとしては差別なのではないかという思いで、相談の目的が、もうタイトルというか窓口に入っていると、かえって使にくいかもしれないというのも、今お話を伺っていて思ったので、非常にわかりにくいかもしれないけれども、本当に困ったときには、使える場所があるんだという意識でこの相談があると考えれば、他にも相談窓口はあるので、その中でも差別に関わるようなものが入ってきているのだろうかとは思っているので、

特にというときには、この相談であるこの特定相談である名称であるという意味もあるかとも思いました。この方が、整理しやすいという部分もあるかと感じました。

（委員長）

非常に難しい問題だと思います。

確かに今、相談窓口として、市が設置しての福祉総合相談窓口というのがありますし、その中でもこういった相談が入ってきて、最終的にどこに繋げるのか言ったときに、やっぱり特定相談に繋げましょうという話にはなるんですね。だから水先案内としてのその福祉総合相談窓口っていうのは作ってあるので、小金井市は、そこから波及した特定相談に繋げて、逆に言うと、差別があった場合の相談は特定相談だっていうところも認識が、逆に言うと、窓口で相談員さんたちがしっかりわかっている。計画相談の相談員さんがわかっているのか、施設の職員さんがわかっているのかというほうが利用しやすくなるのかなと。

一般市民が、自分が差別を受けたっていう認識が持てるかどうかっていったときに、持ちにくいので、特定相談という言い方をして、最終的な窓口としてあるという意味合いで特定相談でもいいのかなというふうに思います。

（事務局）

委員長がおっしゃったとおり、本人が差別っていう認識を持ってない場合っていうのは非常に多くて、我々職員側も話を聞いていてそれを差別として扱わず単純な悩み事として聞いて、こうすれば解決しないで終わってしまうと、取り扱わないで終わってしまうようなケースもあるのが事実でして、それを避けるために昨年度末にマニュアルを作っています。

特定相談として対応するかどうかの判断フローを作っていて、本人が差別を受けたとはっきり言っていればそのまま流しますが、本人の話の内容の中に、他の人と違う扱いをされたとか、何かの利用を拒否され制限されたとか、そういった内容が出てきたらそれが障害を理由としているものであれば、特定相談に繋げるし、といったような形で、こういう言葉があがったらこう整理しようとフローチャートを作って、うちの職員には、共有しているような状況です。それで実際に一般で特定相談お願いしますって形ではなく、一般のケースワークの中で拾い上げた案件も去年はいくつかあったような状況です。

（委員長）

前回出していただいた窓口での相談事例について出していただいた中で見ていくと、自分が差別を受けているという認識がない方もやっぱりいるので、アパートの上の住人が相談者だけに挨拶をしないとかわかれて、特定相談が入ってきているところで、相談事例として挙げていただいているけれども、これは差

別なのかっていうと、そうではないかもしれないし、よく話を聞いてみないとわからないこともあるので、わからないけども特定相談に来ている方は特定相談ということを認識されている方だろうと思います。これを一般の方がわかっているかわからないので、あのだから、特定相談という名前は変えずに、広報の仕方をもう少し考えていただいたほうがいいように思います。

なので、この資料4に関しては、特定相談という名称も変えず、委員が言っていたように、「避け」というよりは、「ではなく」、「単に」、は要らなくて、「特定相談としています」、という文言の説明だけでいいと思います。

(事務局)

そのとおりでいいと思っていますが、文章の繋がりとして、障害や差別という言葉ではなく、にしてしまうと相談という言葉がなくなってしまうので、障害や差別に関する言葉ではなくとか、そのまま繋げると、最後は特定相談に繋げようとするすると障害者相談とか差別相談ではなく、だと繋がるんですけど、それも変な気がするので、障害や差別に関する言葉ではなく、障害者差別、を含む言葉ではなくとか、なんかぼかし方を考えなきゃいけないと今、考えています。障害や差別を含む言葉ではなく、がいいような気がするんですけどいかがでしょうか。

(委員長)

あと一つとして、最後に「特定相談としています」っていうと「名称としています」とか、あくまでも特定相談の内容と条文に書いてあるので、「特定相談という名称を使っています」、というような言い方でもいいような気はします。

(委員)

「といった言葉を用いず、特定相談という名称にしています。」こうすると綺麗になると思います。この赤い部分をどう書き換えるかになると、差別といった言葉は用いずに、というふうにすると、「避け」は、忌み嫌っている感じがして、「という」にすると、この二つだけに限定されてしまうので、「といった言葉を用いずに、特定相談という名称を用いています。」いかがでしょうか。

(委員長)

非常にスムーズになったのかと思いますので、資料4についてはこれで行ってみたいと思います。

(委員長)

事務局の方から出ました、逐条解説の20ページ第10条、情報伝達のところ
です。

この中の平易な表現等についてです。

(事務局)

前回の1回目の見直しで改正した際に足した言葉になります。

(委員長)

ご意見等いただければと思います。都条例では「わかりやすい表現」、国レベルでは「平易な表現」となっています。

(委員)

市はコミュニケーション手段を字幕、手話通訳、要約筆記等々が来た並びに平易な表現と書いてあって、この平易な表現というのはおそらく、わかりやすいということよりは、この簡単なというか、例えば理解力に課題のある方でもわかりやすいという意味を尊重しようと思って平易なという言葉を使ったと思うとわかりやすいというのは、かなり近い言葉ではあるけれどもさらに広くなってしまう感じがしますので、これを選んだときの意図もわかりますが、都の方に寄せて考えると、そこまでこだわらず、わかりやすいというように言っても意味としては取れると思います。

(事務局)

コミュニケーション手段の括弧の中が、字幕と手話通訳と要約筆記、音声解説、だけでしたが、前回の見直しのときに、他の市の条例を見て、まず都条例が、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、わかりやすい表現。

府中市が、手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、平易な表現。

港区が、手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、平易な表現。

新宿区も、手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、平易な表現。

台東区が言語（手話を含む）、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、わかりやすい表現。

というような形で、他の自治体の条例でうたっているものはもうなるべく含めてしまうという中で、筆談と点字と拡大文字を出しました。

その際に、わかりやすい表現が平易な表現とわかりやすい表現にわかれていて、わずかな差でしたが、平易な表現の方が多かったのものでそちらを採用しました。

(委員)

コミュニケーション支援を知的に課題のある方に支援するとなると、平易な表現にするだけではわからないこともあるので、よくあることは絵、写真、イラストなどの選択肢を視覚的に示すと思いますが、そういう手段も、含まれているとはいえ、広く考えたら、わかりやすい表現の方がもっと広い言い方ではないかと思いました。簡単な表現というだけではなく、あらゆるわかりやすさを用いるという意味では、わかりやすい、の方が広義ではないかと思いました。

(事務局)

都条例はそれを踏まえていると思いますが、先ほどわかりやすい表現と言って

しましたが、都条例をもっと詳しく説明すると、わかりやすい表現、その他、障害者がわかりやすく利用しやすい方法、まで書いています。

(委員)

「平易」を調べてみると、表現の難しさが低い。低い言葉にするというニュアンスが入るので、いいのかと個人的に思います。

(委員長)

よくあるパンフレットで、知的障害者を意識するのであればひらがなで書いて、その対象が明確でないのであれば委員の言われたように、平易という言葉でも構わないだろうし、見直さなくてもいいのかなというところになります。

やはりわかりやすい言葉で伝えていくということに関しては、知的の方以外の方にも同じことが言えるので、何かを説明するときに、健常者であったとしても、わかりやすく伝えていきましょうよというのは、当たり前にある言葉なので、ここの中では「平易な表現」ということで構わないような気はします。逐条解説の中で何かちょっと気になったところとか、委員の皆様であるようであればちょっと挙げていただきたいと思います

(委員)

今日の資料にはないですが、逐条解説の7ページ、障害者の支援に当たっての留意点というところで、「特に女性である障害者は」ってこの女性っていうことっていうのは、別に女性であっても男性でもあってもっていうのが今の考え方と思いがなったところですよ。

また、10ページ、私の支援の現場では、(6)の中に虐待防止法の経済的な虐待が挙げられて、(6)の中に、経済的な虐待に関することがあまり載ってなくて、ここの中に件数が多い類型について例示しているっていう書き方をされているのですが、肌感ですが、経済的な虐待は結構あるのではないかなと思っていて、例示がないのは物足りなさを感じたところです。

(委員長)

もちろん経済的虐待の解説の中には、典型的な虐待のの類型というところで、経済的虐待は表現されていますが、本来的には下にある解説の(1)から(5)までの部分が列記されてもいいかなと思うところでもあります。

(事務局)

定義としては、障害者差別解消条例の中でのことで、障害を理由とするものだけを取り上げていいと思うので、解説の方で、虐待防止法ではこうしているけれども、この条例ではその障害を理由として起こる虐待を列挙していますという解説を変えると良いですか。

(委員)

障害を理由としてでないと全部拾うわけで、それじゃ趣旨から外れてしまうので。

（委員）

今議論しているこの経済的な虐待は、家族からのってというのは、含まれていませんか。例えば障害年金とかを親御さんがという話はあるし、それを当てにしていたり、ということがあって、それによって自立をしたいけど本人は困るようなことは、実際、相談のケースではよくあると思います。

（委員）

虐待相談窓口行くと思いますが、包括が動き、市のそういう部署があるじゃないですか、高齢者支援課とか障害者支援課とか。そこがダイレクトに虐待防止法を使って動くので、この条例でカバーするところに入っていないのかもしれない。あえて入れる必要はないというように考えて、おそらくこうなったと思います。日常的に何か起こりやすい、入店拒否されたとか、そういうところをカバーしたくてこの条例は作られていると考えると、こだわりすぎるのもどうかと思うときはあります。

（事務局）

「特に件数が多い類型について」というところを、「障害を理由とする類型」って言い方ですと変だと思います。障害を理由とするものについてなど、そういう言い回しに変更すればいいのかと思います。

（委員）

「障害を理由とすることがしばしば見られる」という感じですか。虐待までいったら虐待防止法でカバーでき、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法があるわけですから。

（委員）

経済的に不利益を被ることは確かに多いと思います。

説明がわかっていないから、このような説明のまま、お金払っていただいてサービスを受けさせてしまうとかはあると思います。

年金のこともそうだとすると、確かに特に多いか少ないかを述べないというのは、も一つの方法だと思いますが、ほぼそれに5類型に当たるものが列挙されているような文章の中に入っていないのも確かに不自然と言えば不自然だった気がします。虐待防止のためのものでないとなったら、それでいいのかというのは確かに悩ましいと思いました。

ストレートに障害を理由にしてないように見えても、やはりご本人の苦手さにつけ込んで、不利益をこうむっているということはあるとは思いますが。

（事務局）

実際の相談の現場での話ですと、先ほど委員が言われたとおり、本当の虐待で

あれば、虐待として対応するというそのとおりでして、ただその一方で虐待を受けましたという相談の中で、よくよく話を聞いていると、それどちらかというところと差別じゃないのという話があって、その場合は途中から特定相談に繋ぐこともしています。

そのため障害を理由とすることについて、あくまで例示していますというような説明でそういう場合は特定相談としています、この条例でカバーしますというような説明に変えていくのがいいのかなと思います。

(委員長)

これについては言い回しを変えていく形でいいのかもしれません。

虐待の定義は、虐待防止法と同趣旨と言っているからこそ迷うことも出てくるのかと読んでいて思いました。

(委員)

この条文全体の中で、虐待の位置づけが7条に1個だけ触れられています。

差別がある中で差別と虐待表裏一体の関係だと考えられているから、これは別に規定されたって、ただ虐待事案の対応は虐待防止法および小金井市の条例で対応することになります。ただし、「虐待事案に対する相談について小金井市条例の特定相談の対象から除外する趣旨ではありません。」と書いてあり、別に、虐待のことも相談していいですよというようになっている。

虐待の場合は虐待の対応の条例があるからそちらを使えますという感じだと思うので、ここで言う虐待は、虐待防止法と全部合わせてしまった方がいいと思います。

あえてこの条例では7条で虐待を禁止することだけを定め、実際の対応は、虐待防止のプロパーの条例であるとかこういう役割分担をするのはどうでしょうか。

虐待防止関連の部署に聞いてみていいかもしれないです。

どこまで入れるのかで、経済的虐待が抜けていて、また、性的虐待についても入れるべきだと思います。

方向性としては、虐待防止法と合わせる。

(事務局)

虐待防止条例は制定していなくて、対応マニュアルでは障害者虐待とはという定義はされていますが類型しか定義されていません。障害者虐待とは、養護者による虐待と施設従事者による虐待と、使用者による虐待があります。そういう定義の仕方をしていて、その中で養護者とは誰で、従事者とは誰でという形で、虐待とはと定義されたものはないです。

(委員長)

あくまでも虐待の定義として、障害を理由という言葉が入ったのだらうとは思

いますし、であるならば、今言っていたように虐待防止法との関連も含めて、性的虐待とか経済的虐待も、条文の中にそこが含まれてしまっているという解釈だろうと思います。あまり羅列しすぎても駄目だろうというところだと思うのですが、あくまでも定義なので、例示として挙げています程度でいいような気がします。

（事務局）

文頭を虐待防止法と同趣旨ですが、にして、小金市条例では、このように定義していますという感じですか。

（委員）

気になることがあって、「障害を理由として」、で切って、「排除、身体的および心理的な暴力」、「心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等の行為」これで三つのまとまりと考えていいですか。排除、暴力、これ個別な行為ですか。心理的な暴力と心理的な外傷が繋がっているのか、例えばこれを例示と言いたいのであれば、障害者に不利益が及ぶ行為とか、不利益が生じる行為とか、いうようにしないと、本当は駄目だと思いました。

「心理的な外傷を与える言動、放置、不作為等」がひとまとまりですか。

それとも、「心理的な外傷を与える」、「言動」、「放置」、「不作為等」の行為

（事務局）

で一度切る。

（委員）

「排除」、「暴力」、「言動」、「放置」、「不作為」、となるわけですね。

なるほど障害を理由として不利益は別に発生しなくてもいいということですね。

これは特に障害のある方にとって何か不都合が起きたり、不利益があったりということではないと。

経済的虐待ってまさに不利益だと思うので、不利益と入れておくとカバーできると思います。

（事務局）

そうするとその例示の中のどこかに不利益を与える行為とか、障害者に不利益を生じさせることにしてしまうと、例示したものなどで、ここで表現できてないものも含めていると思っていて、それが今の経済的だったと思うので、そうすると「等」の前に、「不作為」の前か「不作為」の後ろに「不作為」で区切って、「不利益を与える行為等」を入れるなら、順番どちらがいいかってところがありますが、全部きっと含まれていますよね。

「放置」の次に「不利益を与える」で区切って「不作為等」だといかがですか。

心理的な外傷を与える言動、これ心理的な外傷を与えるが、言動だけにかかっているというように考えていいですか。

(事務局)

「等」を残すのであれば、「不作為」がなくて、「不利益を与える行為」とかにしてもいいですか。

(委員)

「不作為」って本来やるべきなのにやらなかったっていうニュアンスがあるからこれは残した方がいいと思います。

(事務局)

ネグレクトに含まれますか。

(委員)

不作為はネグレクトの事です。

(事務局)

であれば、「放置、不作為、不利益を与える行為等」。

(委員)

でも「経済的な不利益」にした方がいいかなって気がするのだったら、「経済的な不利益を与える行為」本当は「生じさせる」のほうが正確だと思います。与えたつもりがなくても生じてしまうことはありますから。

前に出して正解だと思います。

...

(委員長)

あと10分ぐらいあるので前に戻りまして、女性である障害者について、時代に合っているかどうかというところだけだと思うのですが。

(事務局)

心配なのはあったものをなくすというところが、もう男女差別についてはいいというふうにとられないか、心配です。

(委員)

むしろあった方がいいと思います。複合差別のことで、だから、一番わかりやすい例として、今もなお、非正規の8割は女性であり、社会構造上ということで、一番わかりやすい例として女性を挙げて、障害者ということでの複合差別ってことで、事実だと思うので、入れておいた方がいいと思うのと、あとその複合差別っていう視点で言うと、例えば人種のことを入れても良いと。個人的には私も賛成です。

(委員)

日本国憲法にある言葉を取り込んだ方がいいと思います。

日本国憲法は差別されやすい類型が載っていると思うので、女性だけというよ

りも、複合的な差別をなくしていくという観点だとその方がいいと思います。

(委員長)

世界人権宣言にも入っていますので、参考にして、今委員が言ったところは私も賛成ですので、女性だけと言ってしまうとまた問題が起こってしまうので、付け加えた中で「特に女性は」と言った方が、まだ話としては通じやすくなると思います。

委員の言われた、憲法の話を含めて事務局で案を作っていただければと思います。

私から、15ページに、合理的配慮の解説の中で、差別解消法が令和3年6月4日公布、公布日から3年以内に施行において義務化されることに伴い義務化しましたと解説がありまして、施行から3年で経ちましたのでこの部分は変えた方がいいと思います。

逐条解説として「施行されました」と入れていただければそれでいいと思います。

定刻となりますのでここまでといたしますが、資料1から情報伝達また、その他もろもろ出ておりますので、事務局におかれましては委員の皆様からご指摘いただいたところも含めて、今日の分に関しては難しいので、前回分までを、全体会で報告していただければと思います。

他に何か特に何かございますか。

協議事項の2その他についてです。

何か事務局何かありますでしょうか。

(事務局)

特にございません。

(委員長)

日程につきましては、次回10月8日水曜日17時から、801会議室になります。これで差別解消委員会終了したいと思います。